

# 鶴岡市生活安全推進協議会

日時：平成27年6月26日（金）

午後1時30分

場所：鶴岡市総合保健福祉センター  
にこ♥ふる（3階 栄養指導研修室）

## 次 第

### 1 開 会

### 2 あいさつ

### 3 協 議

(1) 平成26年度鶴岡市の生活安全事業の実施状況について

(2) 平成27年度鶴岡市の生活安全事業の実施計画について

(3) その他

### 4 講 話

「鶴岡市の犯罪情勢について」

鶴岡警察署生活安全課長 杉沼 良次 氏

### 5 閉 会

## 平成27年度 鶴岡市生活安全推進協議会 出欠名簿

平成27年6月26日(金) 午後1時30分

鶴岡市総合健康福祉センター3階栄養指導研修室

## ○ 委員名簿

	役 職	職 名	氏 名	出欠席
	会 長	鶴岡市長	榎 本 政 規	欠席
1	委 員	鶴岡市副市長	山 本 益 生	出席
2	委 員	鶴岡警察署生活安全課長	杉 沼 良 次	出席
3	委 員	鶴岡市防犯協会会長(第三学区支部長)	松 浦 昇	出席
4	委 員	鶴岡市青少年育成市民会議会長	竹 澤 啓	欠席
5	委 員	鶴岡市民生児童委員協議会連合会会長	三 浦 辰 雄	出席
6	委 員	鶴岡市町内会連合会理事	岡 部 豊	欠席
7	委 員	鶴岡市自治振興会連絡協議会 (由良地区自治振興会長)	佐 藤 峯 男	欠席
8	委 員	鶴岡市PTA連合会会長	五十嵐 重 一	出席
9	委 員	鶴岡市防犯協会副会長(大山支部長)	太 田 治 紀	出席
10	委 員	鶴岡市防犯協会副会長(藤島支部長)	上 田 実	欠席
11	委 員	鶴岡市防犯協会副会長(広瀬支部長)	丸 山 敏 昭	出席
12	委 員	鶴岡市防犯協会副会長(楡引支部長)	島 山 健	欠席
13	委 員	鶴岡市防犯協会副会長(朝日支部長)	安 達 文 一	出席
14	委 員	鶴岡市防犯協会副会長(温海支部長)	忠 鉢 孝 喜	出席
15	委 員	鶴岡市市民部長	阿 部 一 也	出席
16	委 員	鶴岡市健康福祉部長	相 澤 康 夫	出席
17	委 員	鶴岡市建設部長	渡 会 悟	出席
18	委 員	鶴岡市教育委員会教育部長	小 細 澤 充	出席

## ○ 事務局員等名簿

1	事務局長	市民部参事兼危機管理監兼防災安全課長	長谷川 幸 吉	出席
2	事務局	防災安全課主幹	大 川 治	出席
3	事務局	防災安全課専門員	加 藤 崇	出席
4	事業担当	コミュニティ推進課課長補佐	佐 藤 嘉 男	出席
5	事業担当	コミュニティ推進課主任	難 波 洋 史	出席
6	事業担当	教育委員会学校教育課専門員	照 井 隆 久	出席

## 鶴岡市生活安全推進協議会委員名簿

任期 平成25年8月1日～平成27年7月31日

役職	職名	氏名	摘要
会長	鶴岡市長	榎本政規	
1 委員	鶴岡市副市長	山本益生	
2 委員	鶴岡警察署生活安全課長	杉沼良次	
3 委員	鶴岡市防犯協会会長（第三学区支部長）	松浦昇	
4 委員	鶴岡市青少年育成市民会議会長	竹澤啓	
5 委員	鶴岡市民生児童委員協議会連合会会長	三浦辰雄	H27.4.1～
6 委員	鶴岡市町内会連合会理事	岡部豊	
7 委員	鶴岡市自治振興会連絡協議会 （由良地区自治振興会長）	佐藤峯男	
8 委員	鶴岡市PTA連合会会長	五十嵐重一	H27.5.9～
9 委員	鶴岡市防犯協会副会長（大山支部長）	太田治紀	
10 委員	鶴岡市防犯協会副会長（藤島支部長）	上田実	H27.4.21～
11 委員	鶴岡市防犯協会副会長（広瀬支部長）	丸山敏昭	H27.4.16～
12 委員	鶴岡市防犯協会副会長（櫛引支部長）	髙山健	
13 委員	鶴岡市防犯協会副会長（朝日支部長）	安達文一	H27.4.22～
14 委員	鶴岡市防犯協会副会長（温海支部長）	忠鉢孝喜	
15 委員	鶴岡市市民部長	阿部一也	H27.4.1～
16 委員	鶴岡市健康福祉部長	相澤康夫	H27.4.1～
17 委員	鶴岡市建設部長	渡会悟	H27.4.1～
18 委員	鶴岡市教育委員会教育部長	小細澤充	H27.4.1～

役職異動に伴う後任者

## 鶴岡市生活安全条例

平成 17 年 10 月 1 日

条例第 20 号

### (目的)

第1条 この条例は、市民等の安全に対する意識の高揚及び地域における安全活動の推進を図ることにより、犯罪、事故等を未然に防止し、安全で快適な生活の実現に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において「市民等」とは、市内に住所を有する者及び滞在する者、市内に所在する土地又は家屋を所有し、又は管理する者並びに市内において事業を行うものをいう。

### (市の責務)

第3条 市は、この条例の目的を達成するため、次に掲げる事項について必要な施策(以下「市の施策」という。)を実施するよう努めなければならない。

- (1) 市民等の自主的な安全活動の支援に関すること。
  - (2) 犯罪、事故等の防止に関する広報及び啓発活動に関すること。
  - (3) 犯罪、事故等を防止するための環境の整備に関すること。
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、犯罪、事故等の防止に関すること。
- 2 市は、市の施策を実施するに当たって、国、県その他の関係機関及び団体(以下「関係機関等」という。)と緊密な連携を図るよう努めなければならない。

### (市民等の責務)

第4条 市民等は、自らの生活の安全の確保及び地域における安全活動の推進に努めるとともに、市の施策及び関係機関等が実施する生活の安全に関する施策に協力するよう努めなければならない。

### (鶴岡市生活安全推進協議会)

第5条 市の施策を効果的に実施するため、鶴岡市生活安全推進協議会(以下「協議会」という。)を置く。

- 2 協議会は、犯罪、事故等を防止するために必要な事項について協議するものとする。
- 3 協議会は、会長及び委員をもって組織する。
- 4 会長は、市長をもって充てる。
- 5 協議会は、委員30人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。
  - (1) 関係機関等の役職員
  - (2) 犯罪、事故等の防止に関し識見を有する者
  - (3) 市の職員

### (委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

### 附 則

この条例は、平成17年10月1日から施行する。

○鶴岡市生活安全推進協議会規則

平成17年10月1日規則第26号

鶴岡市生活安全推進協議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、鶴岡市生活安全条例（平成17年鶴岡市条例第20号）第5条第1項に規定する鶴岡市生活安全推進協議会（以下「協議会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(任期)

第2条 協議会の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第3条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 協議会は、必要に応じ、委員以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第5条 協議会の庶務は、市民部防災安全課において処理する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年10月1日から施行する。

(任期の特例)

2 この規則の施行の日以後、最初に委嘱、任命される委員の任期は、第2条の規定にかかわらず、委嘱、任命された日から平成18年3月31日までとする。

附 則（平成24年3月30日規則第16号抄）

(施行期日)

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。